

## 令和3年第4回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和3年第4回苓北町議会臨時会は、令和3年7月19日苓北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾 脇 宣 宏
税務住民課長	吉 本 英 明	企画政策課長	福 田 誠 一
教 育 課 長	西 川 文 孝	土木管理課長	汐 崎 正 喜
農林水産課長	宮 崎 良 成	商工観光課長	錦 戸 雅 志
水道環境課長	田 尻 悟	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	田 尻 康 彦	会 計 課 長	松 村 保 則

## 8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 承認第 7号 専決処分の承認について

専決第 7号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第38号 請負契約〔町道善亀線他2路線災害復旧工事（その1）〕  
の変更締結について

日程第5 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は、12人です。定足数に達しておりますので、只今から、令和3年第4回荅北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、山口利生君、2番、野田謙二君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

### 日程第3 承認第7号 専決処分の承認について

#### 専決第7号 令和3年度荅北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、承認第7号、専決処分の承認について、専決第7号、令和3年度荅北町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第7号、専決第7号、令和3年度荅北町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度荅北町一般会計補正予算を令和3年7月8日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、町簡易水道給水区域外に居住されている志岐山区1世帯の住民の方が所有される飲用水給水施設が故障し、早急に施設の改修が必要となったことから、町に対して水道施設整備事業補助金の要望が出され、該当予算について補正する必要が生じ

ましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 専決第7号、令和3年度芥北町一般会計補正予算（第2号）の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億4,817万円とするものでございます。

今回の補正は、先ほど、町長が説明しましたとおり、志岐山区1世帯の方が所有する飲用水給水施設故障に伴う水道施設整備事業補助金の補正でございます。

主な点について説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。歳入です。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金63万円の増額です。

7ページをお願いいたします。歳出です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節18負担金補助及び交付金、水道施設整備事業補助金63万円の増額です。

以上で、令和3年度芥北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 水の供給は生活に欠くことのできない施設だろうというふうに思います。速やかに、早急に対応されたことについては異議ありません。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

**日程第4 議案第38号 請負契約〔町道善亀線他2路線災害復旧工事（その1）〕  
の変更締結について**

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第38号、請負契約〔町道善亀線他2路線災害復旧工事（その1）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第38号、請負契約〔町道善亀線他2路線災害復旧工事（その1）〕の変更締結について。

令和3年1月29日議案第3号並びに令和3年6月10日議案第37号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。

令和3年7月19日提出。苓北町長、田嶋章二。

記。

1、工事名 町道善亀線他2路線災害復旧工事（その1）

2、契約の方法 指名競争入札

3、契約金額 当初 1億615万円

前回変更 21万7,855円

今回変更 121万6,091円

合計 1億758万3,946円

4、契約の相手方 熊本県天草郡苓北町坂瀬川1793番地

株式会社 長濱興業 代表取締役 長濱優二

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

図面は平面図、標準横断図、グラウンドアンカー構造図を添付しております。

今回の変更内容につきましては、まず、アンカー工の材料変更・追加をするものでございます。3枚目のグラウンドアンカー構造図をご覧ください。

変更の理由としましては、アンカー工計画箇所の上段中央で引抜試験を実施いたしましたが、計画どおり床掘した法面に設計荷重を加えましたところ、試験当初より法面に沈下が発生し、最大沈下量は120ミリ程度でした。法面がほぼ粘土で形成されていることが原因と考えられます。計画しているアンカーは、定着方式がネジ式であるため、沈下が大きいとネジ代が不足し、十分な定着荷重に達することが困難となります。対策

としまして、アンカー材料の上部マンションを通常よりネジ加工が長い長尺マンションに変更すると共に、嵩上げ治具を追加し、必要なネジ代を確保することといたしました。

アンカー工施工範囲の法面はほぼ同じ状況でありまして、どの位置でも沈下が起こることが予想されるため、29カ所全てで変更・追加するものでございます。

次に、アンカー工引抜試験の数量変更についてでございますが、アンカー工の引抜試験を実施いたしました。必要なグラウトの数量に違算があったため訂正するものでございます。グラウト注入を当初設計で0.9 m<sup>3</sup>を0.1 m<sup>3</sup>に変更し、0.8 m<sup>3</sup>の減となります。

添付図面の3枚目、グラウンドアンカー構造図をご覧ください。

左上ですね、これがアンカー装置図でございます。上部マンション長尺と嵩上げ治具を図示しておりまして、左下がアンカー材の詳細図でございます。上部マンション長尺が図してございまして、約100ミリ長くなっております。

今回は、この材料の変更とグラウト量の減ということで変更をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 法面の沈下が進んでいたということですかね、今の説明の中ではですね。というふうに聞こえましたが、それ発見された経過はどのようなことだったんですか。その経過はどうだったのでしょうか。

それから、アンカー工、このことが新たな地すべり、区域のですね、地域に新たな地すべりが発見されたからこうなったのかということですか。

それから、水処理関係ですが、今回の変更とは関係ありませんけれども、計画平面図の中で集水ボーリング、集水井は直径が3.5メートル、図面ではL=15メートルという表示をしてありますけれども、この場合の15メートルは、LじゃなくてHのほうが適切じゃないかと思いますが。

それとこれに関わって排水ボーリングL=41.2メートルが道路下の水路にずっと導いてあります。ここにかかる湧水量は掴んでおられますか。わかれば教えてください。

それから、この湧水処理の暗渠管はですね、暗渠管ですよ。これは三方つなぎではないですね。管ですので、詰まった場合は、煙突掃除のようにしてなんかそういう器具でつきほがすのか。何かまた新たな方法を考えられるのか、今更ですので、それは無理だというふうに思いますが、詰まった場合の対応はどのように考えておられますか。

それから、先ほどの意見とちょっとだぶってきますが、この湧水、ここに出てくる湧

水ですね、かなりの量を想定されているのではないかと思います、この湧いた水をほかに使う。例えば、先ほど専決されましたが、この地域は町の簡易水道の区域には入っておられないというふうに思います。そういった場合に、この水を利用して区域の皆さんの生活用水に活用するということはできないのか。

それと業務執行体制のあり方ですが、これはもう当然町長ですけども、今回の変更に関わらずですね、設計書が納入されたときのチェックは誰が、どのような形で取り組んでおられるのか。担当者の技術研修の状況はどのような形で進めておられるのか。町はですね、このような事態を避けるために技術職として職員採用を3年ぐらい前にされました。この技術職の方を採用するという事は、こういう設計書を詳細に見る、そういう力量がそういう技術職の人でない人にはないから採用されたんだというふうに理解しますけども、私も土木の仕事をさせていただいておりましたけども、そういうこの方法というのは、その手段というのはですね、活きているのか。このような状況が、今回の件も1月ですか、6月、9月続けて設計変更があるわけですが、そういうものが活かされているのかどうか。

それから、これは提案ですけども、町の土木関係、土木管理課に限らず、農水、それから商工観光ですか、全ての課で土木の工事をされています。となればですね、この先ほど言いましたこの技術職、資格を持っておられる方を中心にした組織、課を新たに一つくって、その課で全ての土木工事を対応していく。そういうことは、そういう機構改革ですか、は考えておられないのかどうか。お尋ねします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） まず、沈下ということですけど、これは引抜試験を行った場合に圧をかけたらですね、沈下ということですので、これはもう新たな地すべりというふうなことではありません。

はい、まずこれで2つOKですね。

集水、確かにですね、L=15メートル、まあH、高さということですが、長さということでもちょっと表現させていただくのでLということを使わせていただいております。

それと湧水量というのはどのくらいかというのは、量的には掴んでおりませんが、最大ですね、6トン程度溜まるということでございます。

それと配水管について、詰まり等はですね、一応ほがしてですね、メンテをするということでございます。

それと湧水の利用でございますけども、構造上ですね、地下水を恒常的に、定期的に溜めることは周辺地盤を緩めるということにつながりまして、これは必ず排水せんばいかんということですね。それと集水自体を傷める結果になりますので、それは常時溜め

て、いわゆる飲料水等に使用するということが不適であるということでございます。

それと今回の変更はですね、あくまでもチェック体制ということではなく、引抜検査の結果ですね、このような変更が生じたということでございます。

こういうふうなチェック体制ですけども、今はですね、担当課長、それと課員に閲覧して回してチェック、そして最終的に課長がチェックということになります。

そして、技術職員を採用されたですね、2年前ですかね、一応、施工管理士ですかね、を持った職員を採用を、今ですね、資格は持っていますが、はっきりしたあれですけども、それ以前にですね、その資格を持った仕事には就いてなかったということをお聞きしておりまして、しかし、資格を持っていますので、工事をですね、ずっとしてもらっておりますけども、そういうことですね、専門の資格は持っておるということで、当然、ほかのですね、資格を持っていない方よりもその仕事はですね、していただくということでございます。

組織の機構改革につきましては、ちょっと私は。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 機構改革につきましては、今年度、来年からのデジタル化等も見た中でですね、現在、機構改革の協議を進めております。そういった中で、只今お話が出ました、工事管理といいますか、そういった専門の部署等の話も職員、各課の意見の中から出ております。ただ、そこは職員の定員管理の問題、それから町全体の工事量の問題、こういった状況もありますので、今後、現在進めております行政機構の会議の中でどうするか検討してまいりたいということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、Hの件ですけども、長さということですけども、水平の場合はですね、Lでもいいと思うとですよ。しかし、この場合は深さでしょう、深さですので、深さも同じメートルですけども、やっぱり状況から見ればですね、下見て長さいくらかいというよりも、深さはいくらかいと言うたほうが一般的ではないかと思いません。

それから、水の溜まった水、6トン程度ということですけども、これは単位はトン、それじゃこれは1時間当たりなのか、1本当たりなのか、線状降水帯がきたときのことなのか、その辺を教えてください。通常なのか、特別な、地すべりしそうな大雨がきたときのことなのか、教えてください。

それから、生活用水に利用するというのにですね、やっぱり施設的に問題があるということですけども、そこら辺はやはり先ほどもちょっと触れましたが、専決で出されたところもですね、やっぱり誰もそうですよね、簡易水道がないところの水で生活用水がない人たちは非常に困っておられるというふうに思いますので、いろんな事情はあろう



かと思えますけども、検討に値するのではないかというふうに思えますので、事業主体と申しますか、国の国土交通省あたりとも十分そこら辺も協議してもらえばいいんじゃないかと思えます。難しい言葉で言えば、地方創生とか、過疎化防止とか、それから外部から田舎への入込客、そういう幅広い面からの施策推進のためにもですね、あるものは、自然にあるものはできるだけ有効に活用していくということも必要ではないかと思えます。

それから、チェックの体制ですが、それ今、課長がおっしゃったのは、単なる決裁の順番ですよ。だけん、やっぱりそれは当然私もわかっとですが、まあちょっともう少し中身が、中身もチェックできるような、次に関連しますけども、施工管理技士には実務経験はいらんやっただですかね。確か実務経験が3年ぐらい、いっとじゃなかったですかね。確か、まずそこら辺がですね、あんまり経験がないというのは、実務経験がないけども資格は持っているということはあんまり公言さっさんがいいと思えます。

それから、機構改革については、現状を踏まえてですね、新過疎地域にも指定をされて、いろんな財源的にも有利にはならないと思えますけども、とりあえずの資金の確保ができるというふうに思えますので、そういうものを活用できる執行体制の構築をすべきだというふうに思えます。

以上です。以上、終わります。

○議長（錦戸俊春君） 答弁いいですか。

○7番（浜口雅英君） はい。

○議長（錦戸俊春君） はい。ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 今回の値上げに至った要因というのは、地質の変更によってこれに耐えられないというような感じだったんでしょうかね。単純に私たちが理解する場合は、要するに、止めのフックがもたんから、今の設計ではもたんからですね、替えるということでしょうかね。何か名前がいろいろありますけれど。

それと、これまで設計された分は何トンの荷重なのでしょう。

それと、大概、地すべりによってピアノ線が切れる場合、あそこがだめになる場合は、基が外れたり、ピアノ線が切れたりするのがほとんどなんですよね。そして、それが今までなのが、基の取付金具の絞めてあるところが切れとるのはまず見たことがない。ここの現場においても20年ぐらい前にやったやつが飛んどののは、ほとんどピアノ線が切れたり、あるいは、道路との接着が悪くなってだめになった。元々そこが飛んどののはまずないということですね。そこら辺がどのような設計になっておったのか。

それから、安全率。安全率はどのぐらいの程度で積算をされておったのか。これ工事の途中で判明があったということですが、これまでですね、相当の地質調査、

あるいはそこら辺の調査はかなりの額をかけて調査なさっておられるわけですね。そして、地質が変更によって荷重がかかるから今回変更になったということでございますけれども、一番分かりやすいのは、コアを取って調査をするので地質調査というのは、まずあまり間違いはなかつですよ。サンプルを抜いてからずっと取っていきますからね、部分的に。なぜ今回のように仕事をしよる途中でボーリングしたところが違ったということになったのか。そこら辺の経緯はどうなのか。当時の地質調査の間違いか、あるいは、今回の設計違算による間違いか、そこら辺をお尋ねします。

それから、このアンカー工法の積算の過程についてお尋ねいたしますけれども、これは国が定めた土木積算基準によるものなののでしょうか。あるいは、そうでなかった場合は、設計者の判断でこのこういった設計をしたのか。

先ほど話が出ておりましたけれど、町にある程度技術者がおって、状況がわかる方がおって、積算によってこういったことをしたからちょっと間違いましたというのは、いくらかは救い方があろうと思えますけれども、これが商売人ですね、れっきとした資格を持ったり、国レベルに公表されたものが設計をしてほしい、取付金具のところは弱いからまたやり直します。追加してください。それは設計者がもつべきでしょう。あるいは、これが見積もりを取ってわからんから、見積もりを取って、数社から見積もりを取って、これが一番適材だったと解したならば、必ず納品の業者に設計図面なんか書かせるわけですよ。そして、確実にこの業者が責任を持つわけですよ。そして単価も設定するわけですので、そこら辺はどういう形でなされたのか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 今回の当初のですね、調査でですね、したのは、ボーリング調査標準貫入試験の結果によりまして土層の分布や地盤のN値ですね、判明しまして、それを基に定着板、必要なアンカー量を災害のですね、設計指針に基づいてしております、しかし、今回の荷重に対してのですね、あれは引抜試験を実施してようやくわかったということで、当初の設計ではそのですね、沈下は予想できなかったということでございます。

○5番（松本良人君） ん。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 予想できなかった、当初のボーリングとか何とかではですね、だけ引抜試験でようやくわかったということでございます。

あとですね、安全率ですね、ちょっと今回、ここに持ってきておりませんで、後ほどちょっと調べさせていただきたいと。

それと、あとは地質調査のとは今申しましたとおりですね、はい。それによって設計したということで、安全率について、ちょっと、少々、安全率はすみません、1.1

2でございます。1.12。

とにかく今回の変更につきましては、当初の調査ではわからなかったということでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） わからなかったということで今回やり直したということでございますけれども、単純に考えるとですね、これ設計者の間違いじゃなかつですか。間違いじゃなかつですか。言い切れますか。先ほど冒頭に申し上げましたけれども、今までこの付近の災害復旧でやったところのピアノ線が飛んどつとは、そのフックが取れとつところは1回もなかつですよ。飛んだのはこのピアノ線あたりが切れとつですよ。そこは替えずにおつですよ、フックのところだけ替えてですよ。あるいは、注入したところの部分は何もしない。ただそこだけ替えて120万円です。150万円やったですかね。あまりにも安易なんです、と私は思いますよ。わからんじやつたから、これ業者に見ればですよ、この製品がですよ、土木積算基準によってやっていたならばいくら救いがあると思いますけれども、設計屋に頼んでほしい、設計屋がぴしゃつと試算するなり、あるいは設計屋がこのメーカーに依頼して、この図面を作らせて、こういった形でいいですよという形で、この機材メーカーから取つたやつをですよ、それで単価を組んだやつをですよ、これも見積り競争入札かなんかしとつとでしょう。安かつば使つとつとでしょう。そうすれば部材は安かつば使つてから、使わせて、設計変更で高かつを使わせれば、百何十万円、ぼろ儲けじゃなかつですか。これは当然ですね、設計者に負担かけるべきですよ。こういったことであれば設計者は必ずその設計を、この部品で見積りを取つたところに負担をかけるわけですよ。たかが百何十万円ということでございます。1億ですの百何十万円ですけども、一般の方々に戻すとならば、道路補修の五、六十万円のとこっちゃしてなかでしょう、今、町は。そこら辺、真剣にやつていただきたい。今後、そこら辺はどう思われますかね。

それともう1点、今までですね、私、水抜きについて、相当何回もしてきました。この水抜きのパイプがずれたり、切れたり、破損したりしたらどうなるのか。今回、熱海のほうで土石流が発生しました。VTR、降る中のVTRを私1回見たことありますけれども、大きな水穴ができてですね、地山にですね。鉄砲水、いわゆる鉄砲水です。で被災し、盛土が流れたんじゃなかつと、私は推測します。この場合も、滑っているところは全く盛土と一緒になんですよ。動いとつところは。そして、地山からですよ、大きな水が流れてきた場合、全く熱海と同じような災害が起こらんと限らん。下にはいっぱい家がありますね。ここら辺はどう思われるかな。私は、分散して1カ所に集中しないようにしたほうがいいじゃなかつすかて、後々まで維持管理もできんから、そのほうが金も安くついで、維持管理も要らん。それから、安全性もそつちが確保ができると、

私思いますよ。そういったことは検討してくださいということで申し上げましたけれども、そこら辺はどのようなことになっている。今回のこの提案と、前の提案にも言えますけれども、全く設計者オンリーじゃなかですか。設計者がするごて。そこら辺の検討、そういった余地はあったのか、なかったのか。もし大きな地すべりが発生した場合は、どこでどう責任を取るのか。国土交通省なのか、査定官なのか、町なのか。そこら辺はどうお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 設計が最初になぜわからなかったのかということですが、これはあくまでですね、引抜検査の結果でということで、何度も答弁しますけれども、そういうことで変更は、当初わからなかったけれども、引抜検査でわかったということでご了承願いたいと思っております。

それと水抜き、いわゆる集水関係ですね。確かに、当初提案、請負契約を提案したときに、松本議員のほうから水抜きをですね、1カ所に集めるんじゃないかとというふうな話があって、それは検討いたしました。検討しまして、これはですね、いわゆる横ボーリングの長さが50メートル以下を標準ということで、これは設計基準に則りまして、集水ですね、集水を設置して、そこに集めて分散するのではなく、必要になるということでそれを再度確認しました。

それと町道の側溝に落とすよう分散してですね、3メートル以下ですね、横ボーリング工事は地下水の変動3メートル以下と見込むことはできますということで、今回の箇所は最大5メートルあるために、5メートル以下に対応した集水が必須となるということでございますので、検討はいたしました。もうこれがベストということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 冒頭申し上げましたけれども、その答弁のときは全くありませんでした。あれだけ調査をし、地質調査をして、そして今になってから土質ば変更した。その答弁については全くありませんでした。相当やっばり時間をかけて、何年もかけて調査しとるわけです。そして何百万円もかけてきとる。その答弁はございませんでしたが、そこら辺はですね、資料として、業者にやるべきですよ、設計業者に。町においてはですね、かなりですね、こういったケースがいっぱいあるじゃなかですか。一番私たちが潰さないかん、その志岐集会所なんです。目に見えてはっきりわかる。その調査もですよ、今相当不便でしょう。透水性の舗装はうっばげてしもうて、いつ転んでも、お年寄りさんがいつ転んでもおかしくないような状況が今もあつとるでしょう。そういったことでございますのでですね、今回はですね、私は、本当はしちやいかんと思うんですよ。町が単純にお金をですね。業者が、設計業者あたりが、それはミスやったです

から、泥が変わったけん変更しますけん。そうじゃなかかもしれんでしょう。ひよっとしたらネジの違うとば使とったりする可能性があつでしょう。幸いそこが飛ばんうちに替えてきたからいいと思いますけれど、ただお金の問題ですよ。今後はですね、必ずですね、こういった計上漏れ、積算違い、設計者のですね、不手際によるものについては、町が安易にですね、金を支払うべきではないと思いますよ。今後もこういったことがあった場合は、ずっと今のような体系を続けられるということでしょうか。今後は、いやそうじゃなくて頑張ると、審査をしたり、いろんな関係機関との打ち合わせをしたり、そこら辺ですね、もう1回、町ですね、本当の町民に対する金は我々が預かって有効に使うんだ、国民の金は我々が預かって有効に使うんだというのを考えは今後ありますかね。今後どのようにかわされますか。

それから、もしこれがフックが、力が弱いから替えたというならば、その前に私は、中のピアノ線あたりが切れるかと思えますよ。切れて地すべりを起こした場合、あるいは、また、今後、鉄砲水によりあそこが膨大な被害を受けた場合、どこで、どのような形で責任を持っていただくのか。その責任の所在について、私たち議会が持つべきか。あるいは、我々議会とか、町長を選任してもらった町民が持つべきか。あるいは執行者が持つべきか、工事担当者が持つべきか、担当課長が持つべきか、町長が持つべきか、副町長が持つべきか、そこら辺はどのようなお考えあるかお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 今回の変更は何遍も申しますけども、当初設計者がですね、わからなかった部分ですね。引抜試験で初めてわかったということをご理解いただきたいと。

今後はですね、この対策工事をいたしまして、災害が起こらないように対策工事しとるわけですから、これで起こらないように万全を期していきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 今回、部材の変更によってより強度なグラウンドアンカー工ができるだろうと思えます。今のようにピアノ線が切れてですね、ぶざまだと言ったら語弊になりますけれども、あのような姿がないことを祈るわけでございます。

ここで関連ということで質問をお許しいただきたいと思えます。

今回、提案された請負契約の変更締結、先の議会でも、今回、同様の変更契約が提案をされました。工事施工にあたって指標となるべき災害手帳によりますと、査定実施後から精算までの中で軽微な変更については、庶務大臣の変更の同意は必要ないと定めてあります。軽微な変更とは、工事費の増減額が決定工事費の3割以内で、かつ1,00

0万円以下のもので、工法及び工事の程度に変化を生じないものなど4つの項目がそれぞれ明示をされているところでございます。私は、前回も含め、今回も提案された変更は、この軽微な変更該当するのではないかと解するところでございます。しかしながら、荅北町では、5,000万円以上、要するに、議会の議決を経た事項の変更については、全て議会の議決を経なければなりません。ただし、軽微な事項については、自治法第180条により、措置しておくことが適当であるとされているようでございます。この180条の措置というのはどういう意味でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今のご質問ですけれども、まず、地方自治法第96条、議会議決事件の条項でございますけれども、この第1項第5号の規定におきましては、今、高戸議員がおっしゃいましたように、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結することについては、議会の議決に付さなければならないことが定められております。これに基づき、町では、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例におきまして、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請け負いについては、議決事件として定めているところでありまして、契約変更の場合において、5,000万円未満になる場合を除きまして、請負金額を減額する場合も含めて、全て議決を経る必要がございます。

一方、只今、高戸議員からのご質問も受けました、地方自治法第180条、これは議会の委任による専決処分の条項になりますが、この第1項の規定においては、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができるものとされているものでございます。議会がその議決によって特別に指定したものは町村長が専決処分を行い、それ以後の議会において報告できるということになっているものでございます。

荅北町におきましては、過去に平成30年3月に1件500万円以下の法律上、町の義務に属する損害賠償の額を定めること、並びに、これに伴う和解及び調定に関することについて、議会の指定をいただいているところでございます。

委任事項の指定についての提案権は議会のほうにございますので、町といたしましては、只今のご意見を踏まえ、今後、一定以内の増減率、また一定以内の増減金額を明示した上で、議会に対して委任議決を依頼させていただければと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 今の件についてはですね、私ばかりが言っても、らちあきませないので、それぞれ議員の方々のご理解を願うところでございます。私はあくまでも5,000万円以上、議会を経た工事そのものを今回は述べておりますので、ご理解を願い

たいと思います。

先の森林基幹道地すべり災害をはじめ、続けざまに地すべり災害が発生をしたところでございます。今後も形状変更等により同様の大規模災害が発生しないとは言えない状況でもございます。なお、発生後は、今回提案されている災害を含め、一刻も早い復旧が望まれます。そのためには、可能な限り努力を講じておく必要が求められているのではないかと解するところでございます。今後、様々な意見も議員各々お持ちであろうかと思いますが、一日も早い条件整備が整い、一刻も早い竣工のためにご理解を願いたいと思うところでございます。

関連質問ということで、直接の、この今回示された金額に直接は関係ないことを質問したことをお許しいただきながら、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、請負契約〔町道善亀線他2路線災害復旧工事（その1）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

先ほどの高戸議員の意見に対しまして、地方自治法第180条の規定に基づく議会の委任による専決処分指定についての一部改正を協議していただきたい旨、依頼文を通知されることを議長として執行部にお願いをいたします。

そのことを受け、後日、議員全体会で一部追加改正内容を協議をいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

-----○-----

#### 日程第5 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とします。

なお、私、錦戸俊春は、現在、熊本県市町村総合事務組合の議会の構成員であります。が、一身上の事件にも直接の利害関係にも立っていないと解され、除斥の必要がないと

なりますので、そのまま議事を進行します。

また、この議案は、関係市町村議会での同文議決の扱いとなります。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第39号、熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、熊本縣市町村総合事務組合理約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和3年7月19日提出。苓北町長、田嶋章二。

熊本縣市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

熊本縣市町村総合事務組合理約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改める。

附則、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本縣市町村総合事務組合理約の規定は、令和3年4月1日から適用する。

提案理由でございますが、熊本縣市町村総合事務組合理約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をいたします。

次のページ及びその次のページに新旧対照表を添付しておりますのでお開きください。

右が変更前、左が変更後で、下線部が変更部分となります。

別表第1は、熊本縣市町村総合事務組合の組合を組織する地方公共団体、別表第2は、当該組合の共同処理する事務の中で、第3条第9号で規定する地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による議会の議員、その他非常勤の職員に係る公務上の災害または通勤による災害の補償に関する事務の共同処理を構成する団体のうち、「くまもと県北病院機構設立組合」が「玉名市玉東町病院設立組合」に令和3年4月1日から名称を変更したことに伴い、規約改正を行うもので、構成する全ての地方公共団体の同文議決が必要となります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第4回苓北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署名議員

署名議員